平成２１年（フ）第１４９５号
仙台市青葉区菊田町10番26号
債務者　櫻井　淳一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９７号
仙台市青葉区菊田町10番26号
債務者　櫻井しのぶ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０１号
仙台市宮城野区田子３丁目１番45号　ファミールヒロ203
債務者　熊野　裕文
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
茨城県石岡市村上328番地４
債務者　甲　　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２７３号
茨城県土浦市東真鍋町７番21号　亀崎京子方、住民票上の住所茨城県土浦市東真鍋町７番21号
債務者　丸山　純一（旧姓亀崎）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２７７号
茨城県土浦市城北町16番18―401号北辰ビル
債務者　早山ひろみ（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２７９号
茨城県土浦市西根西１丁目７番10号
債務者　新山　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２７号
茨城県常総市中妻町419番地３　千代田団地Ｃ―９
債務者　皆口　美晴
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２４６号
茨城県常総市大輪町1512番地１
債務者　島田　君子（旧姓木原）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２４９号
茨城県古河市磯部1016番地４
債務者　影山　慶子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２５８号
茨城県古河市坂間249番地99
債務者　渡邉　翔太
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２６３号
茨城県常総市水海道栄町2524番地２、前住所茨城県常総市豊岡町乙1325番地３　スカイハイツソメヤＢ―102
債務者　多賀　光弘
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２６７号
茨城県古河市下山町16番22号　メゾントーヨー101号、前住所茨城県古河市東４丁目18番７号　イーストコートサトウ206号
債務者　渡辺　幸雄
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２７７号
茨城県古河市仁連706番地１
債務者　江川　秀夫
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２０年（フ）第１８０号
岐阜市城東通４丁目７番地ハウス城東301号室
債務者　廣瀬　由美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第１８１号
岐阜市城東通４丁目７番地ハウス城東301号室
債務者　廣瀬　順子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第９１１号
岐阜市菅生６丁目８番15号サニータウン宮崎Ｂ棟101号室
債務者　秋田麻衣子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
岐阜地方裁判所